

ス ワ ク チ ン 接 種 情 報

問合先 高石市新型コロナワクチンコールセンター ☎ (275) 5226 または 地域包括ケア推進課 ☎ (267) 1160

追加接種（3回目）情報

カモンたかいしでも追加接種（3回目）の集団接種を実施します。接種券が届いた方は、接種券に同封しているお知らせや市ホームページから詳細をご確認下さい。



高石市 検索

市ホームページ
QRコード

「集団接種」を希望される方へ

接種会場	接種日
総合保健センター(羽衣4丁目4-26) (福祉バス「らくらく号」はごろもルートのライフケアセンター下車)	3/22(火)、3/23(水)、3/24(木)、 3/25(金)、3/28(月)
カモンたかいし(西取石6丁目5-6) (市役所横、市立総合体育館) (3/27(日)は福祉バス「らくらく号」が臨時運行します)	3/26(土)、3/27(日)

ワクチンの種類：モデルナ製

予約方法：次の①、②、③のいずれかの方法で予約してください。

- ①LINE予約 高石市公式アカウントの「友だち追加」を行うと、予約をすることができます ▶
注！接種券番号を入力する際は、頭のすべての"0"を抜いて入力してください。
- ②Web予約 市ホームページ「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について」のページから予約
注！接種券番号を入力する際は、頭のすべての"0"を抜いて入力してください。
- ③電話予約 予約専用ダイヤル ☎ (275) 6394 (受付時間：平日9時～17時30分)
注！電話のかけ間違いが発生しています！再度確認を！



「個別接種」指定医療機関を希望される方へ

市では、かかりつけ医等市内医療機関による個別接種を推奨しています。接種券が届いたら、各医療機関に予約方法などをご確認ください。

なお、個別接種では**ファイザー製**または**モデルナ製**のワクチンを使用します。詳細は予約時に各医療機関でご確認ください。

個別接種できる医療機関は市ホームページでご確認ください。

新型コロナウイルス

小児接種（5歳～11歳）情報

市では、5歳～11歳の子どもを対象とした小児接種を実施します。慢性呼吸器疾患、先天性心疾患などの基礎疾患をお持ちのお子さまには、重症化を防ぐためにもワクチン接種は有効な予防手段です。保護者の方は、お子さまと一緒にワクチン接種についてご検討ください。

接種対象：5歳～11歳（11歳10ヶ月以上の方は、12歳到達時に一般用（12歳以上）の接種券を送付します。）

ワクチンの種類：小児用ファイザー製ワクチン

予約開始日時：3月9日（水）9時から

予約方法：予約は予約専用ダイヤルで一括で受け付けます。なお、接種は次の医療機関で実施します。（医療機関により接種対応時間や人数等が異なります。）

高石市新型コロナワクチン
コールセンター
（予約専用ダイヤル）

☎(275) 6394

（受付時間：平日 9時～17時30分）

小児接種対応医療機関名	住所
井上医院	綾園1-7-3
吉村医院	高師浜3-18-23
上田医院	綾園3-3-24
石田医院	羽衣1-10-11
高石市立診療センター	羽衣4-4-26
とどう整形外科クリニック	羽衣5-12-43



小児接種に関する注意事項

- ・小児用ファイザー製ワクチンは2回接種になります。1回目の接種後、通常3週間の間隔で2回目の接種を受けてください。
- ・新型コロナワクチン接種と同時または前後2週間は、原則他の予防接種は行わないで下さい。
- ・接種には必ず保護者の同意と立ち会いが必要です。
- ・接種当日は「接種券」、「予診票」、「本人確認書類（マイナンバーカード、健康保険証など）」、「母子健康手帳（可能な限り）」をご準備ください。

新型コロナウイルス感染症対策に関する支援等

※掲載情報は、2月22日時点のものです。最新の情報は市HPをご覧ください。

住民税非課税世帯等の方へ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

対象 ①令和3年12月10日時点で高石市に住民登録があり、かつ、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月以降の収入が減少し、「住民税非課税相当」の収入となった世帯。

給付額 1世帯あたり10万円

申請方法 ①の世帯には「確認書」を送付していますので、返送がお済みでない世帯は確認書に記載された内容を確認の上、同封の返信用封筒で返送してください。

※事情により返送できない方は実施本部窓口への持参も可。

②の世帯は「申請書」による申請が必要です。申請書は市HPまたは実施本部窓口で取得して下さい。

※申請後、給付に1ヶ月程度を要する場合があります。

問合先 制度に関する問い合わせは、内閣府コールセンター
☎0120(526)145(開設時間:9:00~20:00)

手続き等に関する問い合わせは、高石市臨時特別給付金実施本部窓口・コールセンター 市役所別館1階

☎(275)6539(開設時間:平日9:00~17:30)

※詳細は市HPをご覧ください▶



配偶者等からの暴力(DV)等を理由に避難されている方へ

配偶者等からの暴力を理由に本市へ避難している方で、本市に住民票を移すことができない方も対象となる場合があるため、ご相談ください。

コロナの影響で減収、失業した方へ 緊急小口資金等の特例貸付

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等による減収や失業等により生活に困窮し、生計維持のための貸付けを必要とする世帯

<特例緊急小口資金>

貸付上限額:20万円

<特例総合支援資金(初回)>

貸付上限額:単身世帯:月15万円以内、複数世帯:月20万円以内

申請期間 3月31日 **貸付期間** 3ヶ月以内

問合先 社会福祉協議会 ☎(261)3656

※貸付の償還期限等はお問い合わせください。

離婚家庭等の方へ

子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)

新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、子育て世帯への臨時特別給付金を受け取っていない方に対して支給します。

対象 児童手当(本則給付)の支給対象となる児童の保護者のうち、以下に記載している基準日より後の離婚等によって、2月28日時点で児童を養育しているものの給付金を受け取っていない方。

給付額 児童1人当たり10万円

基準日 ①中学生以下の児童:令和3年8月31日時点

②高校生等の児童:令和3年9月30日時点

申請方法 必要書類をこども家庭課へ

問合先 こども家庭課 ☎(275)6349

※必要書類など詳細は市HPをご覧ください▶



申請をされていない方へ 生活困窮者自立支援金

対象 ①初回:緊急小口資金及び総合支援資金(初回)を借り終わった世帯または申請期限までに借り終える世帯

②再支給:生活困窮者自立支援金(初回)の受給が通常に終了した世帯

支給額(月額) 単身世帯:6万円、2人世帯:8万円、3人以上世帯:10万円

申請期間 3月31日 **支給期間** 3ヵ月

問合先 社会福祉協議会 ☎(248)2667

※その他要件の詳細等については、市HPをご覧ください▶



中小法人・個人事業者の方へ 事業復活支援金

対象 ①と②を満たす中小法人・個人事業者

①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者

②2021年11月~2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月~2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

申請方法 登録確認機関による事前確認の後、申請用のWEBページより

申請期間 5月31日まで

問合先 事業復活支援金事務局 相談窓口 ☎0120(789)140(受付時間:全日8:30~19:00)

※詳細はHPをご覧ください▶

